

新潟県条例第57号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前																						
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）																						
港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾			港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾															
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	新潟港				直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港															
(略)								(略)																						
港湾施設用地	(略)		(略)	98円	43円	43円	43円	43円	港湾施設用地	(略)		(略)	88円	37円	37円	37円	37円													
	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの								外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの							外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの							

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,300円	580円	580円	580円	580円
架空線	(略)		11円	5円	5円	5円	5円
地下線	(略)		7円	3円	3円	3円	3円

備考 (略)

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,100円	500円	500円	500円	500円
架空線	(略)		9円	4円	4円	4円	4円
地下線	(略)		5円	2円	2円	2円	2円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。